

議案第 9 号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、同条第 2 項の規定による告示の日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

別紙

大字御幸辻字西垣内に編入する区域

大字	字	地 番
御幸辻	西ヶ平	655-2、656-2
御幸辻	北山ノ内堂山	752-14

地番については令和5年5月1日現在の地番である。